

令和 6 年第 4 回定例会 土木企業立地推進委員会資料
【土木部報告事項】

○土木部事業の主な動き

(1) 幹線道路網の整備について

- ・ 県道取手豊岡線バイパス

別添 1

常総市坂手町～豊岡町 約 1. 2 k m 区間 1 0 月 2 5 日 開 通
- ・ 都市計画道路中大野中河内線 酒門工区

別添 2

水戸市酒門町 約 0. 2 k m 区間 2 月 4 日 開 通

(2) 「ヤギさん除草隊」道路等美化イベントについて 別添 3

(3) 洪水浸水想定区域図の作成について 別添 4

(4) 外国クルーズ船の寄港について 別添 5

(5) 茨城港常陸那珂港区のガントリークレーン更新について 別添 6

とりでとよおか 県道 取手豊岡線バイパス

さかてまち とよおかまち
(常総市坂手町～豊岡町)

○県道取手豊岡線は、取手市白山^{はくさん}から常総市豊岡町を結ぶ、広域的な幹線道路として重要な路線です。

○このうち、常総市坂手町から豊岡町までの約1.2km区間について、沿線の工業団地と主要な幹線道路へのアクセス道路としてバイパス整備を進め、10月25日に全線開通いたしました。

○このバイパスの開通により、工業団地へのアクセス性向上による物流の効率化や企業立地の推進に大きく寄与するものと期待されます。

○開通区間の概要

延 長：約1.2km

開 通 日：令和6年10月25日



都市計画道路 なかおおのなか が ち 中大野中河内線 さかど 酒門工区

(水戸市酒門町)

○都市計画道路中大野中河内線は、水戸市の市街地を東西に連絡する幹線道路です。

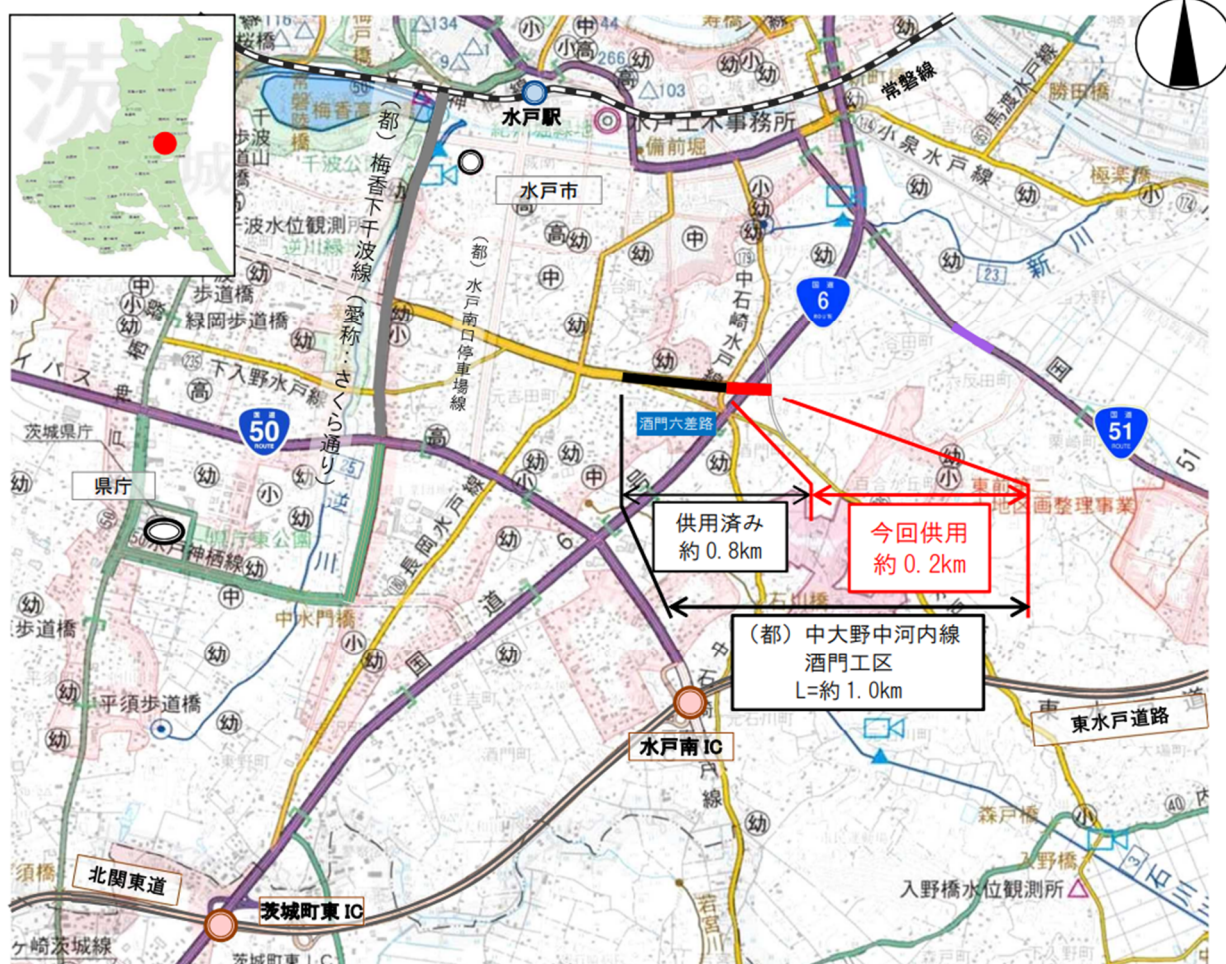
○このうち、水戸市酒門町から元吉田町までの約 1 k m 区間について段階的に整備を進めてきましたが、来る令和 7 年 2 月 4 日に、県道中石崎水戸線から国道 6 号との交差点を含む、市道^{なかみおおの}上大野 9 号までの約 0. 2 k m 区間が開通することとなりました。

○この開通により、緊急輸送道路の機能強化や、主要渋滞箇所である酒門六差路交差点の渋滞緩和が期待されます。

○開通区間の概要

延 長：約 0. 2 k m

開 通 日：令和 7 年 2 月 4 日（予定）



「ヤギさん除草隊」道路等美化イベントについて

住民協働による道路・河川の維持管理を推進するため、ボランティア団体の加入促進に向けた取組の一環として、ヤギやヒツジを活用した除草啓発活動を行うこととし、9月26日、阿見町において「ヤギさん除草隊」と子供たちによる道路美化イベントを本県で初めて開催いたしました。

また、10月5日には、ひたちなか市で開催した建設フェスタ2024において「ヤギさん除草隊ブース」を設置し、2回目のイベントを開催したところであり、引き続き、住民協働による道路・河川の維持管理を進めてまいります。

(1) 「ヤギさん除草隊」道路等美化イベント

日 時：令和6年9月26日（木）10:30～12:00

会 場：阿見町内 国道125号歩道

参加者：阿見第一小学校6年生及び保護者 約100人

動 物：ヤギ6匹（うち子2匹）、ヒツジ2匹



(2) ヤギさん除草隊ブース（建設フェスタ2024）

日 時：令和6年10月5日（土）9:00～15:30

会 場：笠松運動公園 山新スイミングアリーナ前特設会場

内 容：ヤギとのふれあいスペースの設置（エサやり、除草ボランティア啓発）

隣接県道（歩道）においてヤギ除草実演

参加者：親子連れ 約1000人

動 物：ヤギ4匹（うち子2匹）、ヒツジ2匹



洪水浸水想定区域図の作成について

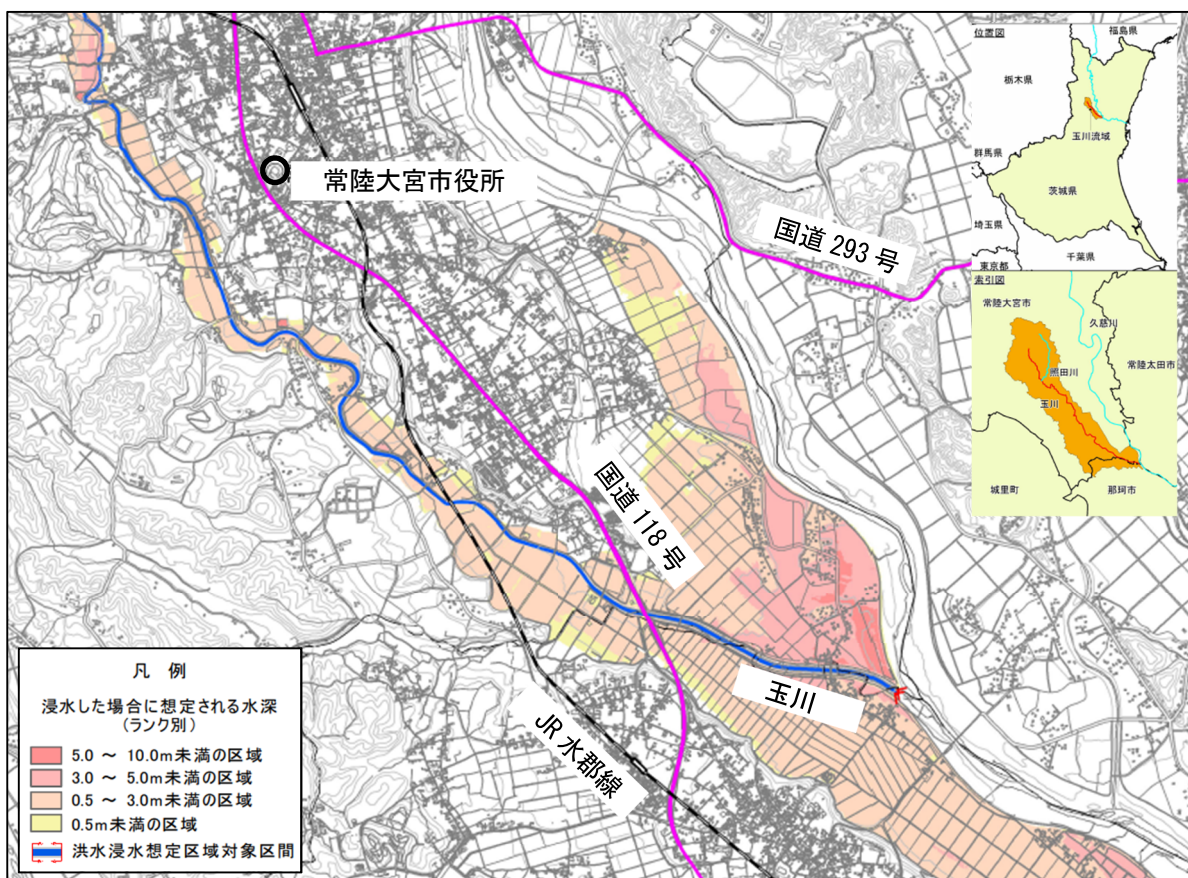
市町村の洪水ハザードマップ作成に必要となる「洪水浸水想定区域図」については、県が管理する 216 河川を対象に順次作成をしているところであり、先月 29 日、新たに 46 河川を公表したことにより、全体の約 8 割となる 176 河川が完了いたしました。

残る 40 河川についても、本年度中の公表に向けて、関係市町と連携して取り組んでいるところです。

引き続き、市町村において洪水ハザードマップ等が速やかに作成され、被害軽減に向けたソフト対策が早期に図られるよう努めてまいります。

○公表状況

県管理河川	公表済	作成中
216 河川	176 河川	40 河川



一級河川玉川（常陸大宮市・那珂市）の洪水浸水想定区域図（抜粋）

外国クルーズ船の寄港について

10月27日に、本年6隻目となる外国クルーズ船「レガッタ」が、茨城港大洗港区へ寄港し、本県における外国クルーズ船の寄港が過去最多となりました。

当日は、船社企画のオプションツアーなどにより、本県の観光をお楽しみいただいたほか、営業戦略部や地元大洗町と連携し、ふ頭での入出港セレモニーや歓迎イベントを実施いたしました。引き続き、外国クルーズ船の誘致に精力的に取り組み、インバウンド需要のさらなる取り込みを図ってまいります。

1. 「レガッタ」の寄港概要

総 ト ン 数：30,277トン

全 長：181m

乗 客 定 員：684人

運 航 船 社：オーシャニアクルーズ社
(米国)

寄 港 日：令和6年10月27日(日)
9:00 入港／18:00 出港

寄 港 地：茨城港大洗港区第4埠頭

クルーズコース：ロサンゼルス～(中略)～釧路～函館～宮古～大洗～東京～
清水～大阪～広島～油津～石垣～(中略)～シドニー
【10/3～12/22 (81日間)】

バスツアー先：春風萬里荘、製陶ふくだ、笠間稲荷神社、須藤本家、
ひたち海浜公園、那珂湊おさかな市場



2. 歓迎イベント

入港セレモニー：大洗荒磯太鼓保存会によるウェルカム演奏

歓迎イベント：物販飲食ブースや日本文化体験ブースの設置

出港セレモニー：大洗高校マーチングバンド部によるお見送り演奏

大洗町周遊バス運行：大洗マリンタワー、大洗磯前神社、大洗港魚市場、
アクアワールド大洗水族館 行【乗客・乗組員向け】

茨城港常陸那珂港区のガントリークレーン更新について

茨城港常陸那珂港区において、老朽化したガントリークレーン 2 基の更新工事を進めており、このうち 1 基目につきましては、10月28日に稼働を開始いたしました。残る 1 基につきましても更新工事を進め、来月までに稼働開始を予定しております。

引き続き、コンテナ貨物の荷役効率化を図るなど、安定した港湾サービスの向上に取り組んでまいります。

<新ガントリークレーンの概要>

- 取扱船舶：コンテナ貨物船（最大 14 列積まで対応）
- 荷役能力：コンテナ 約 40 t／個
- 構造規模：高さ 33 m（荷役作業時）
幅 30 m（レール幅）
最大リーチ 41 m（海側）

<位置図等>



令和6年第4回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

令和6年12月10日

土 木 部

目 次

【予算】

(当初提案) 第 149 号議案、第 150 号議案

○令和 6 年度 債務負担行為補正一覧 (12 月補正) 3

(追加提案) 第 175 号議案、第 180 号議案、第 181 号議案

○令和 6 年度予算 課別一覧 (12 月補正 (追加提案)) 4

○令和 6 年度予算 公共事業費一覧 (12 月補正 (追加提案)) 5

【その他議案】

○第 165 号議案 指定管理者の指定について

(茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設 (大洗海浜公園)) . . . 6

○第 166 号議案、第 167 号議案 指定管理者の指定について

(赤塚公園、笠間芸術の森公園) 8

○第 168 号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について 11

○第 170 号議案 工事請負契約の締結について

((仮称) 第 6 号橋橋梁上部工事) 12

【報告】

○報告第 5 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

別記 2 損害賠償の額の決定について 14

別記 4 損害賠償の額の決定について 15

【その他説明事項】

○那珂川圏域河川整備計画 (西田川) の変更について 16

○土浦港及び後背地 (土浦市有地) におけるサウンディング型市場調査

実施結果について 18

令和6年度 債務負担行為補正一覧（12月補正）

土木部

第149号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第5号）

【指定管理に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
赤 塚 公 園 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	赤塚公園の管理運営に係る協定を 橋本造園土木株式会社と締結す る。	令和7年度	31,428千円	都市整備課
笠 間 芸 術 の 森 公 園 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	笠間芸術の森公園の管理運営に係 る協定を笠間市と締結する。	令和7年度	63,676千円	都市整備課
合 計			95,104千円	

第150号議案 令和6年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

【指定管理に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
茨 城 港 大 洗 港 区 の マ リ ー ナ 地 区 の 港 湾 環 境 整 備 施 設 の 管 理 運 営 に 係 る 協 定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の 港湾環境整備施設の管理運営に係 る協定を大洗町と締結する。	令和7年度	16,128千円	港湾課

令和6年度予算 課別一覧（12月補正（追加提案））

土木部

（一般会計）

第175号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第6号）

（単位：千円）

区 分	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
監 理 課	2,918,016	213,131	3,131,147
用 地 課	67,990	-	67,990
検 査 指 導 課	39,411	-	39,411
道 路 建 設 課	29,950,758	-	29,950,758
道 路 維 持 課	33,698,858	-	33,698,858
河 川 課	24,435,362	3,334	24,438,696
港 湾 課	5,966,629	-	5,966,629
営 繕 課	242,799	5,966	248,765
都 市 計 画 課	136,431	-	136,431
都 市 整 備 課	2,603,296	-	2,603,296
下 水 道 課	2,169,047	-	2,169,047
建 築 指 導 課	421,179	6,667	427,846
住 宅 課	4,390,864	5,790	4,396,654
計	107,040,640	234,888	107,275,528

（特別会計）

港 湾 事 業	11,901,351	-	11,901,351
計	11,901,351	-	11,901,351

（企業会計）

第180号議案 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）

第181号議案 令和6年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業	5,827,426	11,462	5,838,888
流 域 下 水 道 事 業	23,586,855	22,585	23,609,440
計	29,414,281	34,047	29,448,328

土 木 部 計	148,356,272	268,935	148,625,207
---------	-------------	---------	-------------

○補正予算の概要

人事委員会の勧告に基づく職員及び会計年度任用職員の給与改定等に要する経費

令和6年度予算 公共事業費一覧（12月補正（追加提案））

土木部

（一般会計）

（単位：千円）

区 分			現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
道 路 事 業	道路建設課	補 助	23,760,938	-	23,760,938
		県 単	4,819,710	-	4,819,710
		計	28,580,648	-	28,580,648
	道路維持課	補 助	11,698,000	-	11,698,000
		直轄負担金	9,851,334	-	9,851,334
		県 単	11,187,217	-	11,187,217
	計	32,736,551	-	32,736,551	
	計	補 助	35,458,938	-	35,458,938
		直轄負担金	9,851,334	-	9,851,334
		県 単	16,006,927	-	16,006,927
	計	61,317,199	-	61,317,199	
	河川事業		補 助	6,525,658	-
河 川 課	直轄負担金	10,331,858	-	10,331,858	
	県 単	6,507,530	-	6,507,530	
	計	23,365,046	-	23,365,046	
港湾事業		補 助	2,543,613	-	2,543,613
港 湾 課	直轄負担金	1,012,500	-	1,012,500	
	県 単	374,051	-	374,051	
	計	3,930,164	-	3,930,164	
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補 助	5,675	-	5,675
		計	5,675	-	5,675
	都市整備課	補 助	942,214	-	942,214
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県 単	1,193,374	-	1,193,374
		計	2,324,575	-	2,324,575
	計	補 助	947,889	-	947,889
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県 単	1,193,374	-	1,193,374
計		2,330,250	-	2,330,250	
下水道事業		補 助	560,887	-	560,887
下 水 道 課	県 単	23,700	-	23,700	
	計	584,587	-	584,587	
住宅事業		補 助	1,929,382	-	1,929,382
住 宅 課		計	1,929,382	-	1,929,382
計		補 助	47,966,367	-	47,966,367
		直轄負担金	21,384,679	-	21,384,679
		県 単	24,105,582	-	24,105,582
		計	93,456,628	-	93,456,628

（企業会計）

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
流域下水道事業	補 助	3,494,065	4,454	3,498,519
	県 単	30,931	-	30,931
	計	3,524,996	4,454	3,529,450
土 木 部 計	補 助	51,460,432	4,454	51,464,886
	直轄負担金	21,384,679	-	21,384,679
	県 単	24,136,513	-	24,136,513
	計	96,981,624	4,454	96,986,078

第 165 号議案 指定管理者の指定について

(茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）)

港湾課

1 指定の内容

施設名	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）			
指定管理者候補者名	大洗町			
指定期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで （1 年間）			
上記期間とした理由	当該施設は、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、新たな運営形態や施設運営の合理化を検討中。今後、当該施設運営の移行や変更を速やかに可能とするため、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であるため。			
債務負担行為限度額	年度	債務負担額（千円）	備考	
	令和 7 年度	16, 128 千円	1 年間	

2 指定管理者候補者の概要

〔名称〕 大洗町
〔所在地〕 東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

3 提案(事業計画書)の概要

(1) 県民の平等利用の確保

長年の指定管理経験を活かし、HPやSNS等を活用した施設のPRを行うなど利用促進に努めるほか、利用者満足度調査実施により利用ニーズを把握しながら適切な管理運営を行い、県民の平等な利用を確保する施設とする。

(2) 施設の効用の最大限の発揮

毎日の園内巡視や施設の点検のほか、基準以上に頻度の高い清掃等の施設維持管理計画により、質の高いサービスの提供に努める。

(3) 経費の縮減

自主事業を積極的に実施することにより、収支状況の改善を図る。

(4) 管理を安定して行う物的・人的能力

長年の管理運営経験により、施設・設備状況を熟知し、業務に関するノウハウ、知識を有しており、維持管理運営を適正に実施できる。また、類似施設の管理経験もあり、その経験や成果を当該施設の管理運営に反映できる。

4 申請及び選定結果

(1) 申請

①申請期間

令和 6 年 8 月 23 日（金）から令和 6 年 10 月 4 日（金）まで（43 日間）

②非公募の理由

当該施設は、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、新たな運営形態や施設運営の合理化を検討中。

今後、当該施設運営の移行や変更を速やかに可能とするため、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であることから指定管理期間は 1 年とし、非公募とする。

(2) 選定結果

1	指定管理者候補者	大洗町																		
2	指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間																		
3	応募団体数	候補者を含めて1団体（非公募）																		
4	選定方法																			
	(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																		
	(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会において申請者によるプレゼンテーション、委員によるヒアリング、事業計画書等審査																		
	(3) 選定基準	<table><tr><th>選定基準</th><th>審査項目</th><th>配点</th></tr><tr><td>1 県民の平等利用の確保</td><td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td><td>10点</td></tr><tr><td>2 施設の効用の最大限の発揮</td><td>・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。</td><td>10点</td></tr><tr><td>3 経費の縮減</td><td>・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。</td><td>10点</td></tr><tr><td>4 管理を安定して行う物的・人的能力</td><td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報を管理できるか。</td><td>20点</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>50点</td></tr></table>	選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点	2 施設の効用の最大限の発揮	・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。	10点	3 経費の縮減	・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。	10点	4 管理を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報を管理できるか。	20点	合 計		50点
選定基準	審査項目	配点																		
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点																		
2 施設の効用の最大限の発揮	・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・利用促進計画は効果的か。	10点																		
3 経費の縮減	・効率的な管理運営が行えるか。 ・収支計画は妥当か。	10点																		
4 管理を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・適切に個人情報を管理できるか。	20点																		
合 計		50点																		
5	選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、大洗町を指定管理者候補者として選定しました。 ・管理実績が十分にあり、適正かつ効率的な管理運営ができること。 ・町の所有施設との一体的な管理運営や密接な連携等により、効果的・効率的な管理運営及び住民サービスの向上が図られること。																		

第 166 号議案、第 167 号議案 指定管理者の指定について（都市公園）

都市整備課

1 指定の内容

議案 番号	公園名	指定管理者候補者	指定期間	債務負担行為限度額(千円)	
					うち R7 年度
166	赤塚公園	橋本造園土木株式会社	R7. 4. 1～ R8. 3. 31 (1 年間)	31, 428	31, 428
167	笠間芸術の森公園	笠間市	R7. 4. 1～ R8. 3. 31 (1 年間)	63, 676	63, 676

2 指定管理者候補者の概要

公園名	指定管理者候補者	所在地	備考
赤塚公園	橋本造園土木株式会社	つくば市大角豆 2012 番地 36	現在の指定管理者
笠間芸術の森公園	笠間市	笠間市中央三丁目 2 番 1 号	

3 提案(事業計画書)の概要

別紙「都市公園事業計画書要旨」参照

4 募集（申請）及び選定結果

(1) 募集（申請）

①公募（赤塚公園）

募集期間：令和 6 年 8 月 9 日（金）から令和 6 年 9 月 27 日（金）

応募団体：1 団体

②非公募（笠間芸術の森公園）

申請期間：令和 6 年 8 月 9 日（金）から令和 6 年 9 月 27 日（金）

非公募の理由：

民間事業者による利活用を含めた公園管理のあり方について検討を進めており、引き続き、現在の指定管理者が行うことが適切であるため。

(2) 選定結果

1 公園名	赤塚公園	笠間芸術の森公園																		
2 指定管理者候補者	橋本造園土木株式会社 代表取締役社長 橋本 純一	笠間市 笠間市長 山口 伸樹																		
3 指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間																		
4 応募団体数	候補者を含めて1団体	候補者を含めて1団体（非公募）																		
5 選定方法																				
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																			
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会において事業計画書等審査	選定委員会において事業計画書等審査																		
(3) 選定基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th><th>審査項目</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 平等で質の高いサービス確保</td><td>・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか</td><td>10点</td></tr> <tr> <td>2 効用の最大限の発揮</td><td>・公園の維持管理を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か</td><td>45点</td></tr> <tr> <td>3 経費の縮減</td><td>・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か</td><td>15点</td></tr> <tr> <td>4 団体の有する物的・人的能力</td><td>・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報管理できるか</td><td>30点</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>100点</td></tr> </tbody> </table>		選定基準	審査項目	配点	1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか	10点	2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点	3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点	4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報管理できるか	30点			100点
選定基準	審査項目	配点																		
1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか	10点																		
2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点																		
3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点																		
4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報管理できるか	30点																		
		100点																		
6 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、橋本造園土木株式会社を指定管理者候補者として選定しました。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、笠間市を指定管理者候補者として選定しました。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。																		

都市公園事業計画書要旨

(1) 赤塚公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	園内に管理事務所を設置し、利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	園内の巡視・点検等を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP や SNS 等による情報発信、イベントの開催等により利用促進を図る。
3 経費の縮減	植物管理業務を自ら実施することで管理費の削減に努める。また、イベント等の自主事業を積極的に実施し収入増加を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の植物管理業務経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

(2) 笠間芸術の森公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	インフォメーションセンターを活用し、利用者ニーズを把握しながら適切に管理運営を行い県民に平等な施設とする。
2 効用の最大限の発揮	園内の巡視・点検等を適切に行う等、安全・安心な公園の維持に努める。また、HP やパンフレット等による情報発信、イベントの開催等により利用促進を図る。
3 経費の縮減	自動販売機設置により収入増加を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の管理運営経験により、業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を適切に実施できる。

1 提出の理由

茨城県道路公社が有料道路事業を変更する場合、道路整備特別措置法の規定に基づき茨城県の同意が必要であるため、上程するものである。

2 背景・必要性

有料道路で社会実験を実施する際の手続きについて、国から通知があり、それを受けて、現在、常総市等の負担により通勤時間帯の無料措置を実施している水海道有料道路の事業内容を一部変更（社会実験を実施する場合の規定を追加）する必要性が生じたものである。

3 内容

水海道有料道路の事業許可申請書「料金」の項中に社会実験を実施する場合の規定として次のように追加する。

社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に国土交通省関東地方整備局長へ届け出るものとする。

4 参考事項

議決の根拠法令：道路整備特別措置法第 16 条第 1 項及び第 2 項

第 170 号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）第 6 号橋橋梁上部工事）

道路建設課

1 議案提出の理由

常陸太田市高貫町地内の合併支援道路「（仮称）第 6 号橋橋梁上部工事」について、ピーエス・コンストラクション株式会社（行方市芹沢 920 番 82）と 7 億 2,254 万 6 千円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

2 現況・課題

常陸太田市道 0139 号線及び日立市道 6750 号線は、常陸太田市と日立市間のアクセス向上のために、両市が整備を進めている延長 5.5 k m のバイパス事業である。

このうち、常陸太田市道 0139 号線の整備については、市からの受託により実施している。

当区間の既存道路は、幅員が狭い上、道路線形が屈曲していることから、早急な整備が求められている。

3 必要性・ねらい

常陸太田市と日立市間のアクセス向上を図るため、平成 30 年度からバイパス整備に着手した。

4 事業の内容

- 1) 概 要 （仮称）第 6 号橋橋梁上部工事に係る請負契約の締結
- 2) 契約相手方 ピーエス・コンストラクション株式会社
茨城営業所 所長 奥津 芳且
- 3) 契 約 額 722,546,000 円
- 4) 工 期 令和 6 年 12 月～令和 7 年 3 月
- 5) 工 事 箇 所 常陸太田市高貫町地内
- 6) 工 事 概 要 橋梁上部工事 延長 L = 131.4m 幅員 W = 11.5m

5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

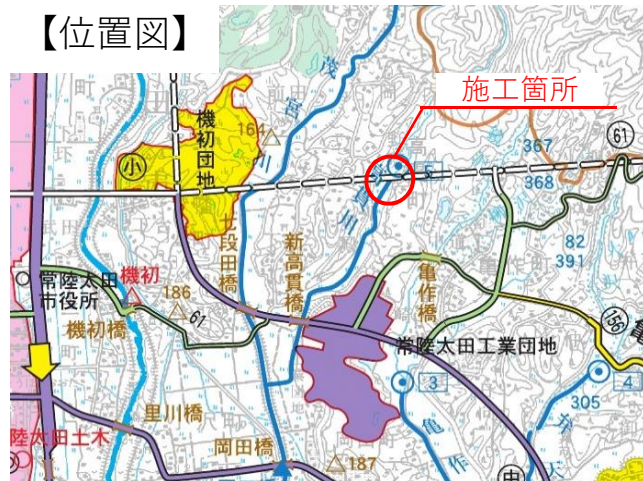
06県単支援道改第06-03-994-0-001号
 橋梁上部工事（（仮称）第6号橋）
 常陸太田市道0139号線 常陸太田市高貫町地内

仮契約額：722,546,000円（税込）
 工 期：令和7年3月30日まで

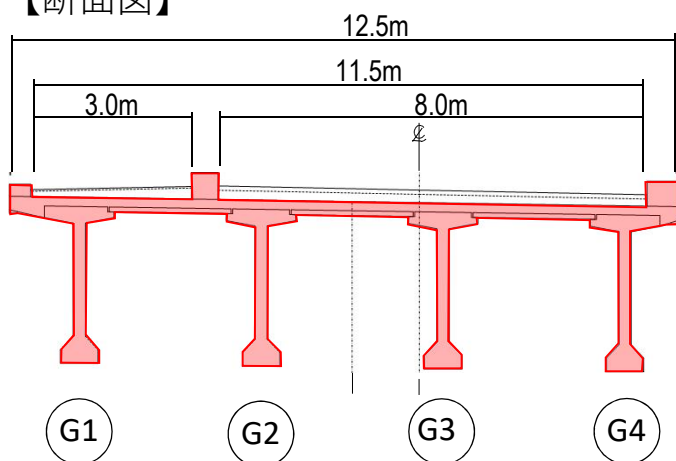
【工事内容】

形 式：P Cポステン式3径間連結コンポ桁橋
 橋 長：L=131.4m 幅員：11.5m
 桁 製 作：N=12本
 桁 架 設：N=12本

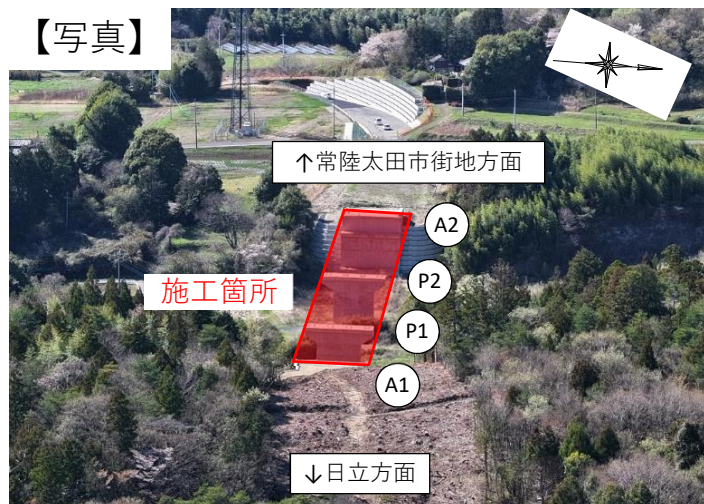
【位置図】



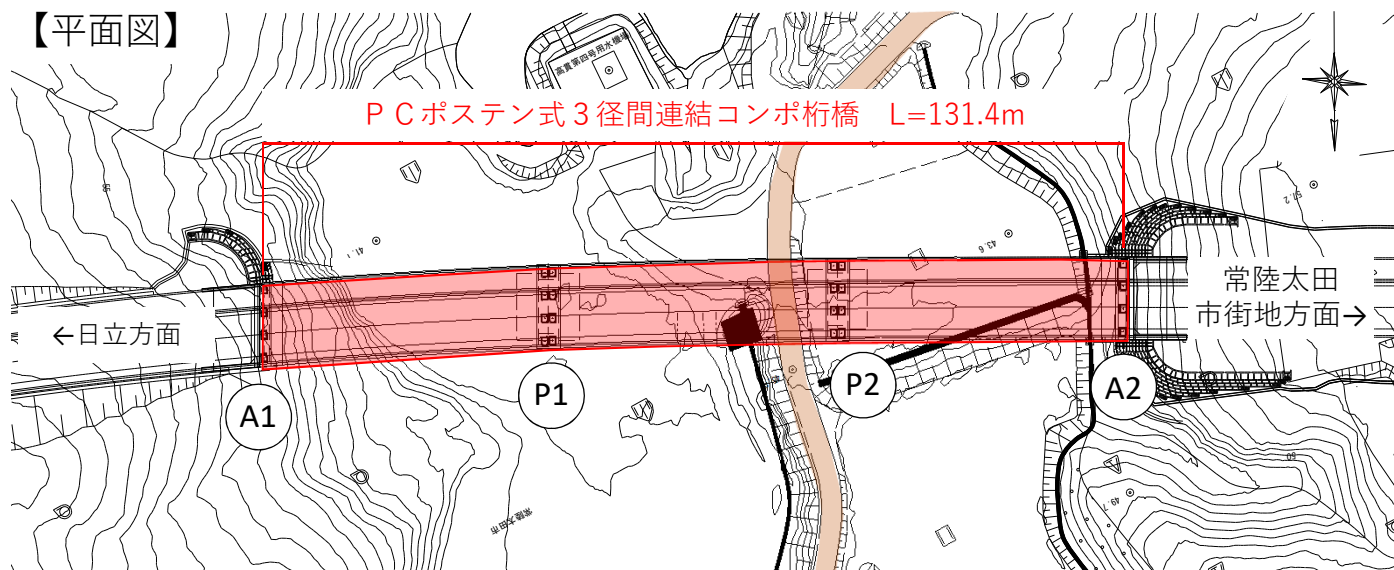
【断面図】



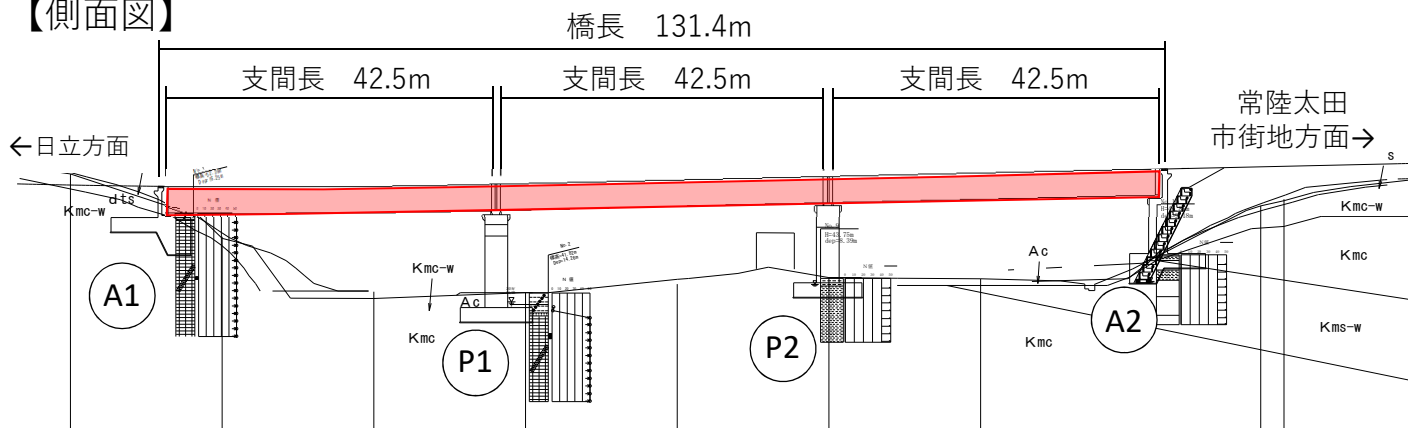
【写真】



【平面図】



【側面図】



報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記2 損害賠償の額の決定について)

道路維持課

1 報告提出の理由

国道354号で発生した車両破損事故について、令和6年10月22日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和6年5月8日(水) 午後1時30分頃

(2) 事故発生場所

土浦市中村西根273番地4地先国道上

(3) 事故概要

国道354号を普通乗用自動車で行中、国道の法面から落下してきた樹木に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

(4) 損害賠償の額

788,779円

(全て損害保険ジャパン株式会社からの支払)

報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記4 損害賠償の額の決定について)

道路維持課

1 報告提出の理由

県道日立常陸太田線で発生した車両破損事故について、令和6年10月30日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和6年5月13日(月)午後0時5分頃

(2) 事故発生場所

常陸太田市茅根町1220番地地先県道上

(3) 事故概要

県道日立常陸太田線を普通乗用自動車で行中、県道の法面から落下してきた樹木に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

(4) 損害賠償の額

951,022円

(全て損害保険ジャパン株式会社からの支払)

那珂川圏域河川整備計画（西田川）の変更について

河川課

1 変更理由等

- 河川整備計画は、河川法第 16 条の 2 の規定に基づき、計画的に実施すべき具体的な河川工事等について定めるものであり、本計画は、那珂川支川のうち県管理河川を対象としている。
- 国土交通省が主体となって進めている那珂川緊急治水対策プロジェクトによる治水対策を踏まえ、西田川（水戸市・城里町）における対策について、所要の変更を行う。

2 内容

（1）那珂川圏域河川整備計画変更（案）の概要

- 令和元年東日本台風により、那珂川においては、沿川で甚大な浸水被害が発生したことから、現在、国土交通省が主体となり、堤防整備や河道掘削等の那珂川緊急治水対策プロジェクトが進められているところである。
- 那珂川の水位上昇に伴い、西田川においても、沿川で浸水被害が発生したことから、再度災害防止に向けた対策を那珂川圏域河川整備計画へ新規に位置付ける。

（2）変更スケジュール（予定）

- 令和 6 年 12 月～ パブリックコメント
- 令和 7 年 1 月～ パブリックコメント結果の公表
- 4 月～ 国土交通省等との協議
- 関係首長等への意見照会
- 変更認可申請

3 パブリックコメントの実施

（1）目的

西田川沿川をはじめとした関係住民の意見を広く求め、地域の意向を十分に反映させるため、パブリックコメントを実施する。

（2）実施期間

令和 6 年 12 月 2 日～令和 7 年 1 月 6 日（36 日間）

（3）意見募集方法

- 県ホームページへの掲載
- 河川課、水戸土木事務所、行政情報センター、各県民センター等での閲覧

那珂川圏域河川整備計画(西田川)の変更(案)

現在、那珂川緊急治水対策プロジェクトが進められている那珂川の支川・西田川において、流域治水の一つである『貯める』対策として、調節池等を計画



令和元年東日本台風の際の浸水状況



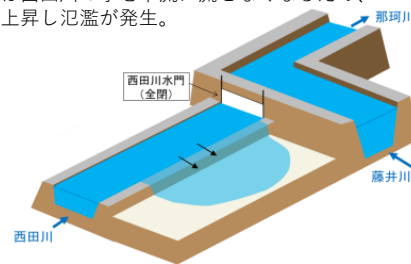
対策(案)

【氾濫要因】

- ◇那珂川・藤井川の水位上昇時には、バックウォーターを防ぐため、西田川水門が閉鎖される
- ◇令和元年東日本台風においては水門が長時間閉鎖されたことにより、氾濫が発生

西田川の氾濫の要因

- ・那珂川の水位が上昇するため、西田川水門を全閉し逆流を防ぐ。
- ・全閉中は西田川の水を下流に流せなくなるため、水位が上昇し氾濫が発生。



○水門閉鎖時に調節池・堤防嵩上げにて令和元年東日本台風の氾濫量相当を貯め、災害再度災害防止を図る



土浦港及び後背地（土浦市有地）におけるサウンディング型市場調査実施結果について

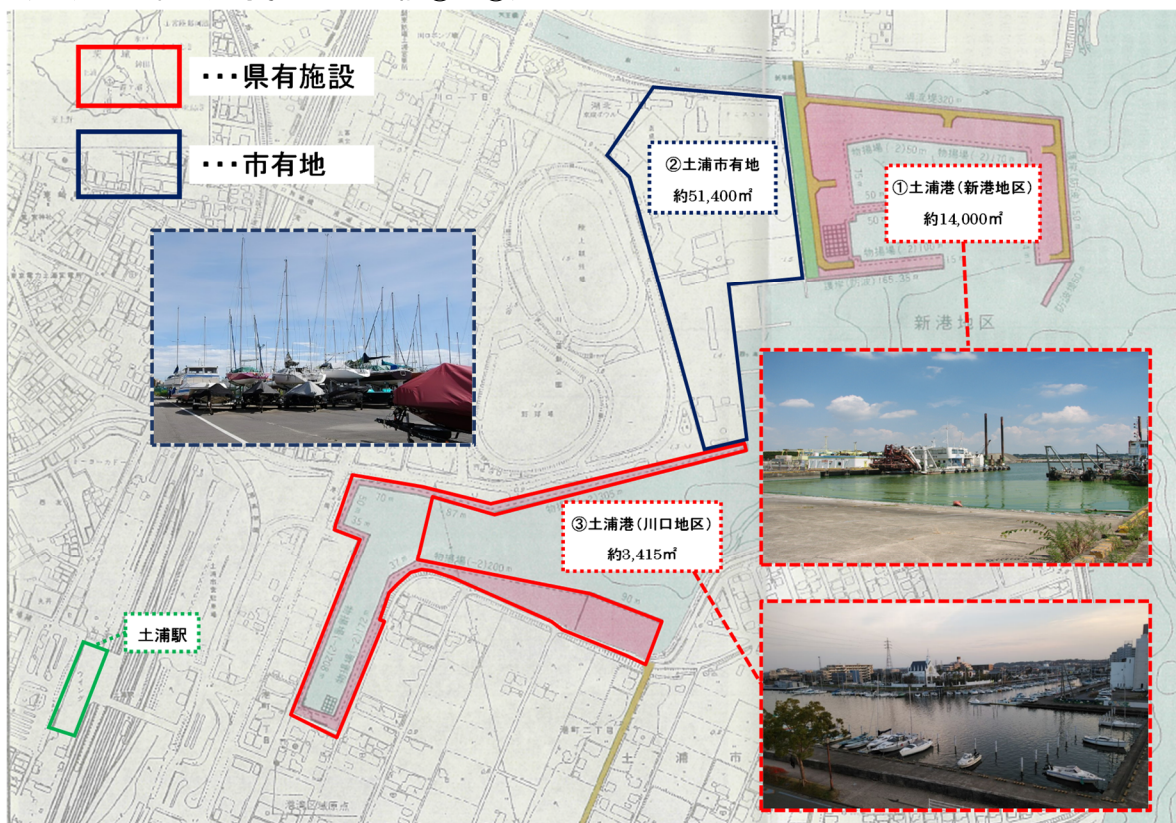
港湾課

令和6年第3回定例会の土木企業立地推進委員会及び県有施設・県出資団体等調査特別委員会においてご説明した「土浦港及び同港の後背地（市有地）におけるサウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）」について、結果を報告いたします。

1 サウンディング実施の経緯

地元の土浦市から「土浦港及び同港の後背地（市有地）に新たなにぎわい創出を図るため、県と連携してサウンディングを実施したい。」旨の意向が示されたことから、土浦港のあり方や利用促進のための活性化策等について検討することを目的に、土浦市と連携してサウンディングを実施。

（サウンディング対象地区：下記①～③）



2 サウンディングの実施スケジュール

実施要領公表	令和6年 9月20日（金）
申込期限	令和6年 10月18日（金）
説明会、現地見学会の開催	令和6年 10月22日（火）
サウンディングの実施	令和6年 11月11日（月）、14日（木）
結果の公表	令和6年 12月18日（水）

3 サウンディングの参加者

5 者（うち「土浦港」を対象とした者は3 者）

4 サウンディング結果の概要

事業者	主たる業種	提案区域	提案概要
事業者A	リゾート業 モビリティ業 防災・減災業	土浦港 及び 市有地	・土浦港では水上レストラン、マリンスポーツ場等の整備のほか、電動船による霞ヶ浦クルーズの実施 ・市有地においては宿泊施設、マリーナの運営
事業者B	不動産業 建設業	土浦港 及び 市有地	・土浦港では、水上アスレチックや屋台・水上マーケット等の整備 ・市有地においてはグランピング施設や野外シアター等の整備
事業者C	環境系	土浦港 及び 市有地	・土浦港では、水陸両用航空機の離着陸エリア等の活用 ・市有地においては宿泊施設、マリーナの運営
事業者D	建設業	市有地 のみ	・市有地において銭湯併設のBMXパーク設置
事業者E	不動産業	市有地 のみ	・市有地においてマリーナクラブハウスを中心とした温浴施設やスポーツ施設の運営

5 サウンディング後の方針

事業者からいただいた提案とともに新たなにぎわい創出を求める土浦市の意向や土浦港の利用状況等を総合的に勘案し、事業スキーム等今後の事業の進め方について検討を進める。

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

①

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第149号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）	1
第150号議案 令和 6 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）	3
第151号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
第152号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	43
第153号議案 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	46
第154号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	49
第155号議案 生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	50
第156号議案 茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	51
第157号議案 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	52
第158号議案 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	56
第159号議案 当せん金付証票の発売について	61
第160号議案 県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（1 期地区）事業用地）	62
第161号議案 県有財産の売却処分について（神之池西部地区事業用地）	63
第162号議案 指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）	64
第163号議案 指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）	65
第164号議案 指定管理者の指定について（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県さ のこ博士館）	66
第165号議案 指定管理者の指定について（茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）	67
第166号議案 指定管理者の指定について（赤塚公園）	68
第167号議案 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園）	69
第168号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について	70
第169号議案 工事請負契約の締結について（（仮）土浦保健所他改築工事）	71
第170号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）第 6 号橋橋梁上部工事）	72
第171号議案 工事請負契約の変更について（県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築工事）	73
第172号議案 工事請負契約の変更について（県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築電気設備工事）	74
第173号議案 工事請負契約の変更について（県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築空調設備工事）	75
第174号議案 工事請負契約の変更について（県立あすなろの郷セーフティネット A 寮棟他新築工事）	76
報告第 5 号 地方自治法第179条第 1 項の規定に基づく専決処分について	77

予

算

第149号議案

令和 6 年度 茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度茨城県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定	茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県社会福祉事業団と締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	12,189,432千円
茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さのこ博士館の管理運営に係る協定	茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さのこ博士館の管理運営に係る協定を株式会社ボタラシアンリゾートと締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	335,057千円
赤 塚 公 園 の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令 和 7 年 度	31,428千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令 和 7 年 度	63,676千円
県立学校校舎建設工事請負契約	(仮称) 神栖特別支援学校の校舎建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	3,340,317千円

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 道 路 整 備 工 事 請 負 契 約	変 更 前	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令 和 7 年 度	500,000千円
	変 更 後	同 上	自 令和7年度 至 令和8年度	1,400,000千円

第150号議案

令和 6 年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和7年度	16,128千円

条 例 ・ そ の 他

第165号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
茨城港大洗港区のマリーナ 地区の港湾環境整備施設	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第166号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
赤 塚 公 園	つくば市大角豆2012番地36 橋本造園土木株式会社 代表取締役 橋本 純一	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第167号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と し て 指 定 す る も の	指 定 期 間
笠 間 芸 術 の 森 公 園	笠間市中央三丁目2番1号 笠間市 市長 山口 伸樹	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第168号議案

茨城県道路公社の有料道路事業の変更について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、供用中の水海道有料道路事業に係る一部変更について、茨城県道路公社に対し、下記のとおり同意するものとする。

記

有料道路名 水海道有料道路（一般国道354号）

料 金

（旧） 3 自動車等の種類は別表（2）のとおりとする。

（新） 3 社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ. 割引をする自動車

料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ. 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ. 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ. 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ. 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に国土交通省関東地方整備局長へ届け出るものとする。

4 自動車等の種類は別表（2）のとおりとする。

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第170号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契 約 の 目 的	契 約 の 方 法	契 約 金 額	契 約 人 住 所 氏 名
06 県 単 支 援 道 改 第06-03-994-0-001号 合 併 支 援 道 路 (仮称) 第 6 号 橋 橋 梁 上 部 工 事	条 件 付 き 一 般 競 争 入 札	千円 722,546	行方市芹沢920番82 ピーエス・コンストラクション株式会社 茨城営業所 所長 奥津 芳且

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

報告第 5 号

地方自治法第179条第 1 項の規定に基づく専決処分について

別記 6 件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 3 項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

別記 2

損害賠償の額の決定について

国道354号で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 788,779円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和6年5月8日（水）午後1時30分頃

土浦市中村西根273番地4地先国道上

4 事故の概要

国道354号を普通乗用自動車で行中、国道の法面から落下してきた樹木に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年10月22日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 4

損害賠償の額の決定について

県道日立常陸太田線で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 951,022円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和6年5月13日（月）午後0時5分頃

常陸太田市茅根町1220番地地先県道上

4 事故の概要

県道日立常陸太田線を普通乗用自動車で行中、県道の法面から落下してきた樹木に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年10月30日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

④

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案（第 2 綴）目次

	頁
第175号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）	1
第176号議案 令和 6 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 1 号）	6
第177号議案 令和 6 年度茨城県水道事業会計補正予算（第 1 号）	7
第178号議案 令和 6 年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	8
第179号議案 令和 6 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 1 号）	9
第180号議案 令和 6 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 1 号）	10
第181号議案 令和 6 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	11
第182号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	13

予

算

第175号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第6号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,590,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,271,560,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		133,764,604 ^{千円}	1,377,420 ^{千円}	135,142,024 ^{千円}
	1 国 庫 負 担 金	51,712,839	1,377,420	53,090,259
13 繰 越 金		5,721,850	8,212,811	13,934,661
	1 繰 越 金	5,721,850	8,212,811	13,934,661
歳 入 合 計		1,261,970,600	9,590,231	1,271,560,831

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 1,688,202	千円 16,095	千円 1,704,297
	1 議 会 費	1,688,202	16,095	1,704,297
2 総 務 費		38,304,804	370,990	38,675,794
	1 総 務 管 理 費	21,623,494	294,590	21,918,084
	2 徴 税 費	12,471,166	60,003	12,531,169
	3 市 町 村 振 興 費	1,786,870	7,184	1,794,054
	5 人 事 委 員 会 費	144,469	4,001	148,470
	6 監 査 委 員 費	168,384	5,212	173,596
3 企 画 開 発 費		14,369,520	45,107	14,414,627
	1 企 画 費	8,208,712	24,304	8,233,016
	2 開 発 費	5,533,338	14,298	5,547,636
	3 統 計 調 査 費	627,470	6,505	633,975
4 生 活 環 境 費		11,972,064	91,547	12,063,611
	1 生 活 文 化 費	1,930,726	66,192	1,996,918
	2 環 境 保 全 費	10,041,338	25,355	10,066,693
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		4,740,910	28,283	4,769,193
	1 防 災 費	4,707,660	28,283	4,735,943
6 保 健 医 療 費		138,002,752	221,634	138,224,386
	1 保 健 医 療 費	108,694,502	70,244	108,764,746
	2 保 健 所 費	2,598,957	58,647	2,657,604
	3 医 薬 費	12,166,436	56,583	12,223,019
	4 環 境 衛 生 費	1,318,521	19,634	1,338,155

	5 公 衆 衛 生 費	13,224,336	16,526	13,240,862
7 福 祉 費		92,954,686	177,547	93,132,233
	1 福 祉 政 策 費	2,873,848	102,894	2,976,742
	2 生 活 保 護 費	5,022,990	1,180	5,024,170
	3 障 害 福 祉 費	40,292,592	12,252	40,304,844
	4 長 寿 福 祉 費	3,906,448	5,492	3,911,940
	5 児 童 福 祉 費	40,858,808	55,729	40,914,537
8 労 働 費		3,730,573	26,728	3,757,301
	1 労 働 政 策 費	687,692	5,063	692,755
	2 産 業 人 材 育 成 費	2,911,810	18,585	2,930,395
	3 労 働 委 員 会 費	131,071	3,080	134,151
9 農 林 水 産 業 費		42,547,835	367,374	42,915,209
	1 農 業 費	11,809,511	271,799	12,081,310
	2 畜 産 業 費	2,690,881	36,877	2,727,758
	3 林 業 費	6,844,228	22,258	6,866,486
	4 水 産 業 費	4,515,791	26,055	4,541,846
	5 農 地 費	16,687,424	10,385	16,697,809
10 営 業 戦 略 費		6,852,834	44,518	6,897,352
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,000,610	18,711	1,019,321
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	4,114,803	17,450	4,132,253
	3 国 際 ビジネス推進費	1,737,421	8,357	1,745,778
11 立 地 推 進 費		18,060,836	19,668	18,080,504
	1 立 地 推 進 費	18,060,836	19,668	18,080,504
12 商 工 費		117,861,618	84,408	117,946,026
	1 産 業 政 策 費	112,519,279	53,087	112,572,366

	2 技 術 振 興 費	2,366,732	26,423	2,393,155
	3 中 小 企 業 費	2,975,607	4,898	2,980,505
13 土 木 費		105,909,784	234,888	106,144,672
	1 土 木 管 理 費	3,689,395	225,764	3,915,159
	3 河 川 海 岸 費	23,883,424	3,334	23,886,758
	6 住 宅 費	4,390,864	5,790	4,396,654
14 警 察 費		64,583,729	1,510,206	66,093,935
	1 警 察 管 理 費	58,252,765	1,510,206	59,762,971
15 教 育 費		275,212,002	6,351,238	281,563,240
	1 教 育 総 務 費	58,121,120	471,183	58,592,303
	2 小 学 校 費	81,435,553	2,562,317	83,997,870
	3 中 学 校 費	46,032,525	1,407,668	47,440,193
	4 高 等 学 校 費	56,690,262	1,242,087	57,932,349
	5 特 別 支 援 学 校 費	26,897,124	667,983	27,565,107
歳 出 合 計		1,261,970,600	9,590,231	1,271,560,831

第180号議案

令和6年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「2,101,663千円」を「2,102,153千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	3,330,993千円	10,972千円	3,341,965千円
第1項 営業費用	3,275,968千円	10,972千円	3,286,940千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「1,016,478千円」を「1,016,968千円」に、「872,513千円」を「873,003千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	2,496,433千円	490千円	2,496,923千円
第1項 建設改良費	2,101,663千円	490千円	2,102,153千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「204,369千円」を「215,831千円」に改める。

令和6年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第181号議案

令和6年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「3,602,654千円」を「3,607,108千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	17,558,141千円	18,131千円	17,576,272千円
第1項 営業費用	17,084,553千円	18,131千円	17,102,684千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「1,524,507千円」を「1,528,961千円」に、「1,302,911千円」を「1,151,058千円」に、「154,810千円」を「311,117千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	6,028,714千円	4,454千円	6,033,168千円
第1項 建設改良費	3,602,654千円	4,454千円	3,607,108千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条中「528,652千円」を「551,237千円」に改める。

令和6年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦